

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

証拠説明書(甲E号証)

2008(平成20)年6月5日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

番号	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨など	備考
甲E 17	ハッ場ダムをめぐり環境アセスメントと関連調査の問題点に関する意見書	花輪伸一	H20.2.1	<p>「ハッ場ダム環境影響評価書」(甲E 2) (85年アセス書)は1972年6月の閣議了解にもとづき、建設省(当時)事務次官通知による「78年措置方針」と「78年技術指針案」にもとづいて実施されているが、通知の趣旨、指針案が要求する内容を満たしておらず、調査、影響予測・評価、保全対策ともに不十分であり、制度が始まったばかりという当時の状況を勘案しても環境アセスメントとしての要件を満たしていない事実</p> <p>環境調査(2003-2005)は、自然環境や野生生物に関する追加、補足調査として意味があるが、影響予測の点では、ダム供用による下流域の重要種への予測手法の検討だけである事実</p> <p>猛禽類調査(2004-2005)では、猛禽類の現況に関するデータの蓄積として意味があるが、ダム本体および関連事業による影響の予測には到っていない事実</p> <p>ハッ場ダムは計画から55年、環境アセスメントから22年経過してもダム本体の着工には到っていないが、その間、社会経済的な状況が変化し、自然保護、野生生物保護に関する世論の高まり、環境アセスメント制度などの法整備の進展が見られるのであるから、85年アセスおよびその後の自然環境・野生生物調査の結果を再分析し、必要な追加調査を行い、現在の環境影響評価法および関連する省令、条例等にもとづく「環境影響評価書」として再調査、再構築し、ダムおよび関連事業の影響を科学的かつ適</p>	写し

				正に予測，評価するべきであること その他，原告の環境に関する主張全般
甲E18	建設省所管 事業に係る 環境影響評 価に関する 当面の措置 方針につい て	建設事務 次官	S53.7.1	85年アセス書が準拠した建設省（当時）事 務次官通知による「78年措置方針」の具体 的内容 写し
甲E19	建設省所管 事業に係る 環境影響評 価に関する 当面の措置 方針におけ る環境影響 評価技術指 針について	建設事務 次官	S53.7.1	85年アセス書が準拠した建設省（当時）事 務次官通知による「78年技術指針案」の具 体的内容 写し
甲E20	建設省所管 ダム事業環 境影響評価 技術指針に ついて	建設事務 次官	S60.9.26	本指針にはその趣旨として「建設省所管ダ ム事業に係わる環境影響評価が科学的かつ 適正に行われるために必要な技術的事項に ついて定めたものである」と明確に書かれ ていることから，78年技術指針案および本 指針ともに，基本姿勢として科学的で適正 な環境アセスメントの実施を目指している と見てよいこと 写し
甲E21	H14ハツ 場ダム環境 調査（その 2）報告書 （抜粋）	(株)建設環 境研究所	平成15 年6月	平成14年ハツ場ダム環境調査に関し作成 された報告書の内容 写し
甲E22	H15ハツ 場ダム環境 調査業務報 告書（抜粋）	同上	平成16 年3月	平成15年ハツ場ダム環境調査業務に関し 作成された報告書の内容 写し

甲E23	H16ハツ場ダム環境調査報告書(抜粋)	同上	平成17年3月	平成16年ハツ場ダム環境調査に関し作成された報告書の内容	写し
甲E24	H15ハツ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書(抜粋)	国土環境(株)	平成16年3月	平成15年ハツ場ダム周辺地域猛禽類調査に関し作成された報告書の内容	写し
甲E25	H16ハツ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書(抜粋)	同上	平成17年3月	平成16年ハツ場ダム周辺地域猛禽類調査に関し作成された報告書の内容	写し